(例示様式)

**最低賃金に関する規程**

1. 当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額〇〇〇〇円とする。

ただし、最低賃金法第７条の最低賃金の減額特例許可を受けた者を除く。

1. 前項の賃金額には、最低賃金法第４条第３項に定める賃金を算入しない。

また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第２条の定めるところによる。

附則　この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

令和〇年〇月〇日

所 在 地

事業場名

代表者職氏名